

記入日： 年 月 日

## 管外申請確認書

保護者氏名 \_\_\_\_\_

申請児童氏名 \_\_\_\_\_ (生年月日)平成 年 月 日生

申請児童氏名 \_\_\_\_\_ (生年月日)平成 年 月 日生

申請児童氏名 \_\_\_\_\_ (生年月日)平成 年 月 日生

小金井市外から申請される方は以下の事項をご確認ください。

	確認事項	確認欄
1	転入予定のない0～2歳児クラスの方は申請いただけません。3～5歳児の方も、4月一次募集にはご申請いただけません。転入予定のある場合でも、利用開始希望月前月の末日までに転入のうえ、申請児童、保護者につき小金井市に住民登録を行い、保育課（第二庁舎3階）窓口でお手続きいただかない場合には申請は無効となります。内定・あっせんがある場合には、取消しとなります。	わかりました
2	希望できる施設（事業者）は第5希望までです。第6希望以降をご記入の場合には、第5希望までの施設（事業者）について利用調整を行います。	わかりました
3	事前に小金井市発行「保育施設等入所案内」をホームページ等で確認し、理解いただいたうえでご申請ください。	わかりました
4	障がいやアレルギーへの対応は各施設（事業者）で異なります。可能な限り各施設（事業者）にお問合せ、ご見学ください。事前に確認せず、二次調整（健康診断・面接等）で利用不可となった場合でも、その後の利用調整において優遇することはできません。	わかりました
5	平成30年1月1日時点で小金井市外に住民登録されている場合には、利用者負担額（保育料）の算定のため、平成30年6月以降に「平成30年度（非）課税証明書」をご提出いただく必要があります。	わかりました
6	【求職・就学・妊娠出産の場合】保護者の一方が求職中の場合や就学中の場合、妊娠・出産等を理由とする申請の場合、定められた期間以上の認定はできません。期間以後の認定を必要とする場合には、再度申請が必要となります。	わかりました
7	申請内容に虚偽があった場合には申請が無効となる場合があります。また、内定・あっせんがある場合には取消しとなります。	わかりました
8	<p>【育児休業中の場合】利用開始日に保護者の一方又は双方が育児休業中の場合には、利用開始日からひと月以内に育児休業を明ける必要があることを理解しています。利用開始後、育児休業終了証明書を提出しない場合、又は、育児休業終了証明書記載の終了年月日が利用開始日から起算してひと月より後の日付である場合、退所届の提出なく退所となることに異議はありません。</p> <p>※ 「ひと月」とは （例）4月1日入所→4月30日まで</p> <p style="text-align: center;">署名 _____</p>	
9	<p>【育児休業中できょうだい申請の場合】明けていただく必要のある育児休業には、該当児童以外のものも含まれます。</p> <p>例) きょうだい2人いて、母親が下の子の育児休業中の場合、4月に上の子のみ保育施設（事業者）の利用を開始するとしても、母親は下の子の育児休業を明ける必要があります。育児休業を明けない場合、上の子は退所になります。</p>	わかりました